

埼調発第295号

令和3年7月30日

各位

埼玉土地家屋調査士会  
会長 高柳 淳之助



## 新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大に伴う 事務局業務時間の短縮について（お知らせ）

平素は会務運営につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス（COVID-19）の急激な感染再拡大により、令和3年7月30日（金）、政府より緊急事態宣言が本県にも発令されました。昨年同様、出勤者数7割減が要請される事態となっています。

そのため本会事務局の業務時間を下記のとおり短縮させていただきます。

ご不便をおかけし誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

事務局業務：午前9時～午後3時

短縮期間：令和3年8月2日（月）～当面の間